（社会保険診療報酬支払基金が介護保険関係業務の一部を委託できる団体の一部改正）

第十三条　社会保険診療報酬支払基金が介護保険関係業務の一部を委託できる団体（平成十一年厚生省告示第百号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が介護保険関係業務の一部を委託できる団体	社会保険診療報酬支払基金が介護保険関係業務の一部を委託できる団体

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第十四条　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十二　（略） 十三　都道府県等が行う医療に関する給付であって、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	一～十二　（略） 十三　都道府県等が行う医療に関する給付であって、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

（社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部改正）

第十五条　社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付 一～十三　（略） 十四　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付 一～十三　（略） 十四　都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

（社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部改正）

第十六条　社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（昭和五十九年厚生省告示第百七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十九条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十九条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づく厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書（当該診療報酬明細書に係る部分に限る。）とする。 一～三　（略）	社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づく厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書（当該診療報酬明細書に係る部分に限る。）とする。 一～三　（略）